

議案第 4 2 号

ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部を改正する条例

ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成6年条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤続年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

旧							新								備考
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								
階級	勤続年数						階級	勤続年数							
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上	
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079	
副団長	229	329	429	534	709	909	副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	
分団長	219	318	413	513	659	849	分団長	219	318	413	513	659	849	949	
副分団長	214	303	388	478	624	809	副分団長	214	303	388	478	624	809	909	
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834	
団員	200	264	334	409	519	689	団員	200	264	334	409	519	689	789	